

確定申告書等を作成・提出する際の留意事項（１）

各QRコードをクリックすることで記載のリンク先へ移動します。

➤ 令和７年度税制改正の主な事項

中小企業者等の法人税率の特例の見直しが行われ、令和７年４月１日以後開始する事業年度から、所得の金額が年１０億円を超える事業年度においては、年８００万円以下の所得金額に適用される税率が１７％（改正前：１５％）に引き上げられました。

また、通算法人は、この「中小企業者等の法人税率の特例」を受けられなくなりました。

➤ 確定申告書等の記載方法

イ 「税理士法第30条の書面提出有」欄等

確定申告書に、税理士法第３０条又は第３３条の２に規定している書面をそれぞれ添付する場合には、確定申告書の以下の欄に○印の記載をお願いします。

＜法人税等確定申告書別表１＞の記載箇所

○ 申告書上段（「税務署処理欄」下）

税理士法第30条 の書面提出有	☒	税理士法第33条 の2の書面提出有	☒
--------------------	----------------------------------	----------------------	----------------------------------

※ 該当する項目に○印を記載する。

＜消費税等確定申告書第１表＞の記載箇所

○ 申告書右下（「税理士署名」欄下）

☐	税理士法第30条の書面提出有
☐	税理士法第33条の2の書面提出有

※ 該当する項目に○印を記載する。

ロ 「適用額明細書提出の有無」欄

法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税等確定申告書に添付して税務署に提出する必要があります（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第３条）。

この場合には、左記の欄に「適用額明細書」の提出の有無の記載をお願いします

＜法人税等確定申告書別表１＞の記載箇所

○ 申告書上段（「税務署処理欄」下）

適用額明細書 提出の有無	☒	☐
-----------------	----------------------------------	-----------------------

※ 法人税関係特別措置の適用を受ける場合は「有」に○印を記載する。受けない場合には適用額明細書の提出は不要（「無」に○印を記載。）。

ハ 「別表17(4) 国外関連者に関する明細書」

国外関連者^{（注）}と取引を行った場合には、「別表17(4) 国外関連者に関する明細書」を「法人税等確定申告書」に添付する必要があります（租税特別措置法66の4②）。

（注） 国外関連者とは、その法人との間に、次のような関係（特殊の関係）がある外国法人をいいます（租税特別措置法66の4①）。

- ① 二つの法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上を直接又は間接に保有する関係（租税特別措置法施行令39の12①一）
- ② 二つの法人が同一の者によってそれぞれの発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上を直接又は間接に保有される関係（租税特別措置法施行令39の12①二）
- ③ 二つの法人のいずれか一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部について実質的に決定できる関係（租税特別措置法施行令39の12①三）など



法人番号 7000012050002



（※）QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

確定申告等を作成・提出する際の留意事項（２）

➤ 適用額明細書の記載方法

法人税関係特別措置の適用を受けるためには、区分番号や適用金額等が適正に記載された適用額明細書を提出する必要があります。

これまで税務署に提出いただいた適用額明細書には、資本金額、所得金額、区分番号及び適用金額の記載を誤っているものが多く見受けられました。

適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、「適用額明細書の記載の手引き」をよく確認の上、作成をお願いします。



適用額明細書の
記載の手引き
（国税庁HP）

➤ e-Tax 利用のお願い

イ 書面で申告をしている法人の方へ

国税庁では、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、「申告書等用紙」を送付しておりません（「法人税予定申告書」（納付書発送対象者に限ります。）及び「消費税中間申告書」は送付しております。）。

最寄りの税務署にお問い合わせいただいた場合であっても、「申告書等用紙」の送付には対応は致しかねますので、確定申告書の作成・提出に際しては、インターネットを利用して申告を行うことができるe-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。

（※） 令和7年1月から、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、書面提出の申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしています。申告書等の受付日時や申告内容については、e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にe-Taxのメッセージボックスに格納される「受信通知」から確認することができますので、添付書類も含め是非e-Taxをご利用ください。



e-Tax の利用の流れ
（e-TaxHP）



書面の「申告書
等用紙」の案内
（国税庁HP）



控えへの収受日付
印の押なつ廃止
（国税庁HP）

ロ すでにe-Taxを利用している法人の方へ

e-Taxにメールアドレスを登録している方に対しては、「税務署からのお知らせ」又は「国税庁からのお知らせ」の件名で、e-Taxのメッセージボックスに格納されたことをお知らせするメールを送信しております。重要な情報の確認漏れを防ぐことができますので、是非、メールアドレスの登録をお願いします。

（注） 更正の請求や申告書等をe-Taxで提出しており、更正通知書や加算税の賦課決定通知書等をe-Taxで受信されることを希望された方には、これらの通知書等がe-Taxのメッセージボックスに格納された時点でメール送信が行われます。



メールアドレスの登録
（e-TaxHP）

その他、確定申告等に関するお知らせ（１）

➤ 「納付書」の送付について

e-Taxにより確定申告書を提出している法人や、ダイレクト納付等により「納付書」を使用せずにキャッシュレスで納税されている法人には、令和6年5月以降、法人税の確定申告及び予定申告、消費税の確定申告に係る「納付書」の送付を行っていません。

消費税中間申告については、これまで「納付書」を受け取っていた法人には、引き続き、「納付書」を送付します^{（注）}。

このため、消費税中間申告に係る「納付書」は届く一方で、法人税の予定申告に係る「納付書」は届かない場合がありますので、法人税予定申告に係る納付をお忘れにならないようお願いします。e-Taxをご利用の法人は、法人税予定申告に係る納付税額等をe-Taxのメッセージボックスの「お知らせ内容」からご確認ください。

なお、納税にあたっては、納付書を使わない、キャッシュレス納付が大変便利です。是非ご利用ください。

（注）納付書で納付する場合には、必ず税務署で用意した所定の納付書をご使用いただきますようお願いします。納付書をご希望の方は、管轄の税務署にお問い合わせください。会計ソフト等で作成し市販の用紙で印刷したものは、機械による情報の読み取りが正しく行えず、納付事実の確認に時間を要するなど、ご不便をお掛けする可能性があります。



納付書の事前送付
に関するお知らせ
（国税庁HP）



キャッシュレス
納付の種類
（国税庁HP）

➤ 加算税の軽減措置について

帳簿や国税関係書類を最初から一貫してパソコン等で作成している方は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます（一定のルールに従う必要があります。）。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合^{（注）}には、後日、その電子帳簿に関連する過少申告が判明した場合に、過少申告加算税が5%軽減される措置があります。

（注）あらかじめ届出書を提出する必要があります。



電子帳簿保存法
の概要
（国税庁HP）

➤ 大法人及び通算法人の法人税等の申告方法について

大法人や通算法人は、決算書や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、法人税等及び消費税等の申告書をe-Taxにより提出しなければならないこととされています。

e-Tax による提出が義務化されている法人が、書面による申告を行った場合、その申告書は無効なものとして取り扱われ、無申告加算税の対象となることがありますので、ご注意ください。

（※） e-Tax による申告書の提出が義務化されている法人は、以下の法人です。

法人税等	① 内国法人のうち、事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 通算法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	① 上記「法人税等」に掲げる法人（通算法人はその事業年度開始の時点における資本金又は出資金の額が1億円を超える法人に限ります。） ② 国・地方公共団体

その他、確定申告等に関するお知らせ（２）

➤ 公益法人等及び人格のない社団等の添付書類について

公益法人等及び人格のない社団等は、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分する必要があります。

公益法人等及び人格のない社団等が法人税等確定申告書に添付する貸借対照表、損益計算書等の書類には、収益事業以外の事業に係るこれらの書類も併せて必要となりますので、添付漏れのないようご注意ください。

➤ 消費税について

イ 「消費税課税事業者届出書」

基準期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、その事業年度（課税期間）においては消費税の課税事業者となり、消費税の申告・納付が必要です。新たに課税事業者となる場合には、「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出していただく必要があります。



消費税の届出書の概要
(国税庁HP)

ロ 「消費税簡易課税制度選択届出書」

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税期間については、簡易課税制度を選択することができます。適用を受ける場合は、原則として、適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出していただく必要があります。

ハ 中間納付税額等の適正な記載

中間申告した税額がある場合は、消費税等確定申告書の作成に当たって、「中間納付税額」及び「中間納付譲渡割額」をご確認の上、記載していただくようお願いします。

なお、消費税及び地方消費税の納付すべき税額については、その合計額が正しい場合であっても消費税又は地方消費税のどちらか一方で過少で又は過大であるときには、過少な方には修正申告書を、過大な方には更正の請求書を提出していただく必要があります。このため、「中間納付税額」と「中間納付譲渡割額」は、それぞれ正確に記載してください。

➤ 災害その他やむを得ない理由により、申告・納付等ができない場合

地震等の自然災害、火災等の人為的な災害、申告等をする方の重傷病など、災害その他やむを得ない理由により、申告・納付等を期限までに行うことが困難な事情がある場合は、税務署へ申請していただくことにより、申告期限等が個別に延長される制度があります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



災害等による
期限の延長
(国税庁 HP)

➤ 納税について

申告により税額がある場合は、期限内に納税をお願いします。納期限を過ぎると、後日、税務署から督促状が送付されることになり、延滞税がかかる場合もあります。

納期限までに国税を納付することが困難な場合は、申請により猶予が認められる場合がありますので、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。



猶予制度の詳細
(国税庁HP)